

# 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

## ふくしの森サポーター制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、はんのうふくしの森プラン（飯能市地域福祉計画・飯能市地域福祉活動計画、以下「ふくしの森プラン」という。）に基づいて、ふくしの森サポーター制度（以下「本制度」という。）を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 ふくしの森サポーターとは、「ふくしの森サポーター」と「ふくしの森リーダー」から構成され、その定義は次のとおりとする。

(1) ふくしの森サポーター（以下「サポーター」という。）

ふくしの森プラン啓発動画を視聴し、ふくしの森プランについて一定の理解を得た者をいう。

(2) ふくしの森リーダー（以下「リーダー」という。）

本会が実施する「ふくしの森リーダー養成研修（はんのうふくしの森みらいカレッジ）」を修了し、第6条に定める登録手続きを完了した者をいう。

### (サポーター及びリーダーの役割)

第3条 前条に規定するサポーター及びリーダーは次の役割を担うものとする。

(1) サポーターの役割

ふくしの森プランに基づき、地域福祉活動に取り組むこと

(2) リーダーの役割

コミュニティソーシャルワーカーと協働して、既存の地域福祉活動の継続、拡大または新たな活動の開発等に中心的に取り組むこと

### (実施形態及び役割)

第4条 本制度は本会が主催し、はんのうふくしの森プラン推進市民会議（以下「市民会議」という。）及び飯能市（以下「市」という。）との協働により実施するものとする。

2 本会、市民会議及び市の役割は次のとおりとする。

(1) 本会の役割

ア サポーター及びリーダーの養成に関すること

イ リーダーの登録事務に関すること

ウ サポーター及びリーダーの活動支援に関すること

エ 本制度の広報に関すること

オ その他、本制度の運用にあたり必要なこと

(2) 市民会議の役割

ア サポーター及びリーダーの継続的な学びの場及び交流の場の企画、運営に関すること

(3) 市の役割

ア 本制度の運用に対する支援をすること

### (ふくしの森サポーター証)

第5条 本会会長（以下「会長」という。）は、第2条に規定するサポーター及びリーダーに、ふくしの森サポーター証（様式第1号）を交付するものとする。

### (リーダーの登録)

第6条 リーダーとして活動を希望する者は、ふくしの森リーダー登録フォーム（様式第2

号）に必要事項を記入し、本会へ提出するものとする。

- 2 会長は、前項に規定するふくしの森リーダー登録フォームの提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認めた場合はふくしの森リーダー登録名簿（様式第3号）に記載するものとする。
- 3 リーダーは、登録内容に変更が生じた場合には、速やかにふくしの森リーダー登録フォームの変更箇所を本会へ報告し、会長はふくしの森リーダー登録名簿の修正を行うものとする。
- 4 会長は、毎年度の末日までに、リーダーに対し活動継続の意思確認を行うものとする。  
(リーダーの登録解除)
- 第7条 会長は、登録をしたリーダーが次のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができるものとする。
- (1) 本人から登録解除の申し出があったとき
  - (2) 前条第4項により、活動継続の意思がなかったとき
  - (3) 会長がリーダーとしてふさわしくないと認めたとき
  - (4) その他、会長が必要と判断したとき
- (秘密の保持)
- 第8条 サポーター及びリーダーは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。活動を退いた後も同様とする。
- (活動の保険)
- 第9条 サポーター及びリーダーは、必要に応じてボランティア保険等の保険に加入するものとする。
- (その他の事項)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。